

令和6年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日			令和6年3月22日(金)					
開会場所			鴻巣市川里農業研修センター 集会室					
開 会			令和6年3月22日 午後3時14分					
閉 会			令和6年3月22日 午後4時37分					
議 長			大塚 明夫					
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
	13	島田 豊	出席		安野 悦男	出席		
議事録署名人			加藤 豊 ・ 渡邊 秋夫					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 榎 友美 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第7号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第9号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第11号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第12号 鴻巣市農業委員会事務局処理規定の一部改正(案)について

	顛末 令和 6 年 3 月 22 日 開会 午後 3 時 14 分
【会長代理】	これより、令和 6 年第 3 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
【議長】	本日の定例会は農業委員 13 名中、13 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。3 ページの議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請 番号 10 についてですが、権利の種類のところ「賃借権の設定」となっていますが、「使用賃借権の設定」に訂正をお願いします。これにより、集計数値のところも訂正となります。使用賃借権の設定が 3 件 8 筆 3, 672.32㎡、田 2 件 7 筆 3, 324.32㎡となります。賃借権の設定 1 件 6 筆のところは削除してください。以上です。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 7 番 加藤 豊 委員・番号 12 番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。本議案には、〇〇〇〇農業委員の親族および〇〇〇〇農業委員が受人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することが出来ないことになっておりますことから、2 名の委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (指名された委員 2 名の退出) それでは事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定に関する件

	所有権の移転 6件 18筆 番号9 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されています。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は10,545.99アールで、自宅から申請地までは約3キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号9について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【卯月 良治 推進委員】	番号9について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。

【事務局】	番号１０ 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されています。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は２１０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は９４．６１アールで、自宅から申請地までは約２００メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号１０について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号１０について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号１１について内容説明を事務局にお願いいたします。

【事務局】	番号 1 1 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されています。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は12,603.13アールで、自宅から申請地までは約2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号 1 1 について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【卯月 良治 推進委員】	番号 1 1 について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 1 2 について内容説明を事務局をお願いいたします。

【事務局】	番号１２ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は１２００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は３９０．３０アールで、自宅から申請地までは約１キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたしますが、本案件は屈巢と広田の２つの区域にまたがっておりますので、まず初めに屈巢区域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号１２について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に広田区域の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号１２について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に屈巢区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号１２について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。

【議長】	ありがとうございました。次に広田区域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号１２について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１３について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号１３ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は２６０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１００．１９アールで、自宅から申請地までは約１キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号１３について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号１３について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１４について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号１４ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は７２０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１，２７１．５４アールで、自宅から申請地までは約１キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号１４について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号14について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり決定いたしました。
	(指名された委員2名の入室)
	続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第8号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 3筆 使用貸借権の設定 3件 8筆 番号7 受人は、市内で地域医療に従事しています。外来患者の増加等により現在の駐車場では手狭となったため、今回、駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号7について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号7について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということが、隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号8 受入は、営農型太陽光発電設備の下で、農作物の耕作及び太陽光発電とともに土地の有効活用と売電による安定収入を得るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、農地に支柱を立てて、農地の下部でブルーベリーを作付しながら上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備の設置を計画し、令和3年1月に許可を受けてから3年間が経過したため、一時転用許可の期間満了により再許可の申請をするものです。本申請は転用期間を3年間とす

	る一時転用許可申請で、転用面積は太陽光パネルを支えるための支柱部分0.32㎡のみとなります。太陽光パネルを120枚設置し、発電の規模は41.4kWの設備を計画しています。受入は毎年、作付け状況の報告を行い、翌年度以降の農地パトロールの対象農地にもなります。転用期間の満了後も継続して設置する場合、適正に営農されている場合のみ再度申請手続が可能となっております。既存の設備により、電力会社等への接続申込は済んでおり、当該農地の営農計画書も添付されております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。また、転用期間中も営農しているため周辺に与える影響もなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、転用目的は問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号8について調査してまいりました。本申請は、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備の再許可を申請するというのですが、農地転用許可の更新後も受入がブルーベリーを作付けする予定で、太陽光パネル設置による周辺農地の日照についても配慮した計画となっております。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	一時転用期間が3年とのことですが、期間は規定で決められているのでしょうか。

【事務局】	国からの運用通知では、認定農業者が営農する場合や荒廃農地を活用する場合などは10年以内、それ以外は3年以内とされております。
【加藤 豊 農業委員】	ブルーベリーは収穫できていますか。
【事務局】	苗木の定植から3年と木が若いため、目標の収穫量には及びませんが、収穫できているようです。なお、現地の状況としては、草の無い状態で農地として適正に肥培管理されております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号9 受人は、現在市外の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号9について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【塚越 秀夫 推進委員】	番号 9 について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	受人である夫婦それぞれに使用貸借権を設定する理由は何ですか。
【事務局】	それぞれが住宅ローンを申し込むことから、双方に使用貸借権を設定する申請となっています。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 10 について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号 10 本申請は農地改良による一時転用の申請です。用水路の末端に位置していることから用水の確保に苦慮していたことから、申請地所有者が農地改良を依頼し、畑として耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は 9 ヶ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【加藤 豊 農業委員】	番号１０について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は９ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号１０について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、渡人の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏、および〇〇〇〇氏が農地を借り受け、野菜を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第８号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第８号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第９号農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになって

	おります。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、３人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (指名された委員３名の退出) それでは事務局より議案説明をお願いいたします。								
【事務局】	議案第９号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について <table><tr><td>賃借権の設定</td><td>２１２件</td><td>５７０筆</td><td>５６６，５９８．２１㎡</td></tr><tr><td>使用貸借権の設定</td><td>２４件</td><td>５５筆</td><td>３２，５８６．６３㎡</td></tr></table> について令和６年３月１１日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。	賃借権の設定	２１２件	５７０筆	５６６，５９８．２１㎡	使用貸借権の設定	２４件	５５筆	３２，５８６．６３㎡
賃借権の設定	２１２件	５７０筆	５６６，５９８．２１㎡						
使用貸借権の設定	２４件	５５筆	３２，５８６．６３㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。								
【酒巻 貞夫 農業委員】	権利の設定期間が８年又は１０年が殆どである中、２年としている案件がありますが、どのような理由でしょうか。								
【事務局】	この案件は、埼玉県が事業主体として、中間管理権の設定をした農地を２年間の研修先として利用することを目的としております。								
【議長】	他に質問はありませんか。								
【一同】	(質問なし)								
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第９号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【一同】	(全員挙手)								
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第９号について原案のとおり決定								

	いたしました。 (指名された委員 3 名の入室) 続きまして、議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案) の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、8 人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (指名された委員 8 名の退出) それでは事務局より議案説明をお願いいたします。								
【事務局】	議案第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案) の意見書の提出について説明いたします。 今回、〇〇〇〇 外 86 名より <table><tr><td>賃借権の設定</td><td>95 件</td><td>851 筆</td><td>806,381.12 m²</td></tr><tr><td>使用貸借権の設定</td><td>17 件</td><td>59 筆</td><td>35,611.63 m²</td></tr></table> の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。	賃借権の設定	95 件	851 筆	806,381.12 m ²	使用貸借権の設定	17 件	59 筆	35,611.63 m ²
賃借権の設定	95 件	851 筆	806,381.12 m ²						
使用貸借権の設定	17 件	59 筆	35,611.63 m ²						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【一同】	(質問なし)								
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 10 号について原案のとおり								

	り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第 10 号は原案のとおり承認いたします。 (指名された委員 8 名の入室) 続きまして、議案第 11 号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします
【事務局】	議案について説明します。 議案第 11 号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第 11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。
【農政課】	農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1 月と 7 月の年 2 回のそれぞれ 1 ヶ月間に除外申し出を受け付けており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。 番号 1 事業計画者は、現在市内の借家に家族 3 人で暮らしています。現在の住宅では

	手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。 番号 2 事業計画者は、現在市外の借家に家族 3 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者の叔父の所有する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。 番号 3 事業計画者は、現在市内で暮らしています。現在の住宅への進入路は、幅員が狭く、消防車や救急車などの緊急車両が通行できない状況です。また、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう本申請地を譲り受け、進入路として農地転用を計画したことに伴い申請するものです。隣接農地との境界にはコンクリート板を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。 以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 11 号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 11 号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、議案第 12 号 鴻巣市農業委員会事務局処務規程の一部改正について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	それでは、議案について説明します。 まず初めに、鴻巣市農業委員会事務局処務規程は、第 1 条で「鴻巣市農業委員会の事務を処理するため、鴻巣市農業委員会事務局を置く。」とし、第 2 条以降では、事務局職員や職務内容、事務分掌などを規程しています。今回、農業委員会委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱にあたり、新委員に対して身分証明書を発行するところ、条文の文言や身分証明書の裏面に記載された内容に変更が生じたため、規程の一部改正をするものです。 (新旧対照表を用いて説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【酒巻 貞夫 農業委員】	改正案の第 8 条中の「この告示」とは、何を指しているのでしょうか。
【事務局】	当該事務局処務規程そのものを指しております。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 12 号 鴻巣市農業委員会事務局処務規程の一部改正について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)

【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 1 2 号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。 令和 6 年 2 月 1 4 日～令和 6 年 3 月 1 1 日受付分 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 4 件 4 筆 7 3 9 m ² 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 所有権の移転 1 0 件 2 1 筆 3, 4 0 9. 5 0 m ² 農業用倉庫に係る届出 1 件 1 筆 7 9. 0 5 m ² 合計届出件数 1 5 件 2 6 筆 4, 2 2 7. 5 5 m ² これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・ 農業委員会親睦会の決算報告について
【議長】	他に何かございませんか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・ 生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・ 活動記録簿の提出について ・ 今後の予定（感謝状贈呈式等）について
【会長代理】	これをもちまして、令和 6 年第 3 回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 3 7 分